



就学援助制度を ご存じですか？



経済的な理由で就学が困難な児童生徒の保護者のかたに、学校給食費、学用品費などの就学に必要な経費の一部を援助する制度です。

対象者

市内在住で、市内の小・中学校に通う児童生徒の保護者のうち、次の①～③のいずれかに該当するかた

- ① 令和5年度に次のいずれかの措置を受けたかた
 - ・生活保護の停止または廃止
 - ・児童扶養手当の受給
 - ・世帯全員の住民税が非課税
- ② 保護者と生計を同一とする世帯員全員の前年の所得額が、生活保護基準の1.3倍以下であるかた
- ③ その他災害、病気などの理由で、教育委員会が特に必要と認めたかた

受付期間

3月1日(水)～5月1日(月)

※4月1日からの援助を希望するかたは、期間内に申請してください。期間を過ぎた場合は、申請した月の翌月からの援助となります。

※令和4年度に認定を受けたかたも、令和5年度分は改めて申請が必要です。

支給時期

申請した月の翌月から対象となり、**9月、1月、3月**に指定した口座に援助費が振り込まれます。

援助内容・年間支給限度額

(※令和4年度の支給額)

支給項目／対象学年・限度額	小 学 校		中 学 校	
学用品費・通学用品費	1学年	11,630円(年額)	1学年	22,730円(年額)
	2～6学年	13,900円(年額)	2～3学年	25,000円(年額)
校外活動費	(宿泊なし)	全学年(参加者) 1,600円(1回)	全学年(参加者)	2,310円(1回)
	(宿泊あり)	5学年(参加者) 3,690円(1回)	1～2学年(参加者)	6,210円(1回)
新入学児童生徒学用品費 (4月1日から援助開始のかたが対象。)	1学年	51,060円(年額)	1学年	60,000円(年額)
修学旅行費	6学年	(参加者・実費)	3学年	(参加者・実費)
学校給食費	全学年(学校に支払った実費)			
スポーツ振興センター 災害共済掛金	全学年(加入者) 460円			

申込み・問合せ

教育指導課学務担当 ☎0480(92)1111 内線264・265